

# 資料 3

「地域医療支援病院の承認について」



地 医 第 3 0 5 号  
平成 29 年 11 月 15 日

奈良県医療審議会  
会長 細井 裕司 様

奈良県知事 荒井 正吾



### 地域医療支援病院の承認について

のことについて、下記の病院に対して、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条第 1 項の規定により地域医療支援病院の承認を行うにあたり、同法第 4 条第 2 項の規定に基づき医療審議会の意見を求める。

記

1. 開設者	南和広域医療企業団 企業長 上山 幸寛
2. 病院の名称	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター
3. 病院の所在地	奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1

# 地域医療支援病院制度について

## 趣旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

## 役割

- 紹介患者に対する医療の提供
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

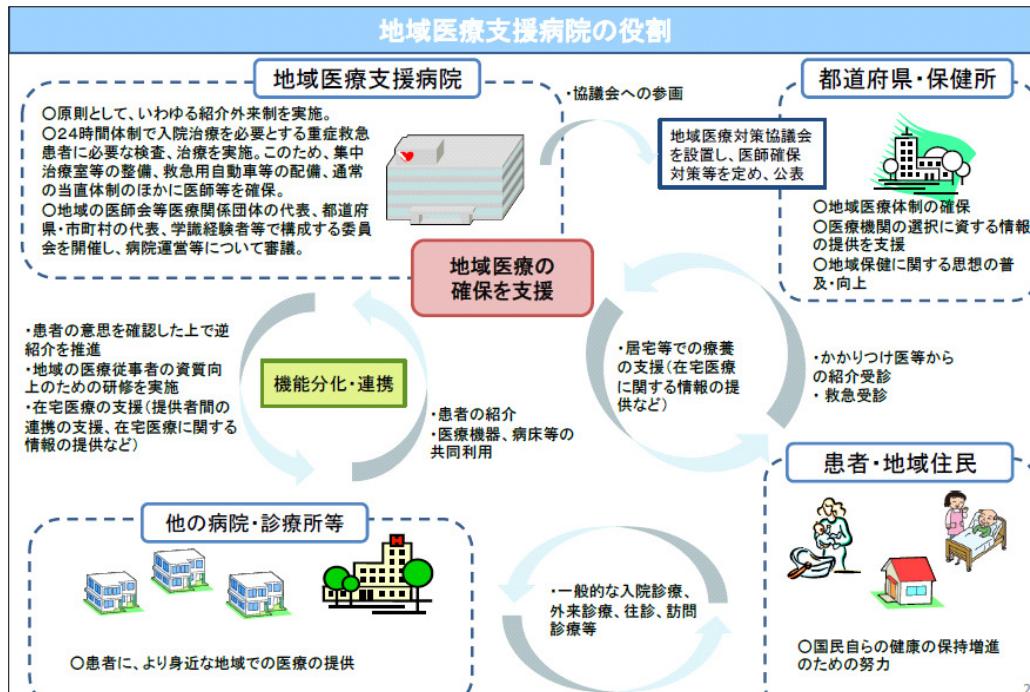
## 承認要件

- 開設主体:原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
  - ①紹介率80%以上であること
  - ②紹介率が65%を超え、かつ、逆紹介率が40%を超えること
  - ③紹介率が50%を超え、かつ、逆紹介率が70%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
  - ①救急搬送患者数／救急医療圏人口 × 1000 ≥ 2
  - ②当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≥ 1000
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等

※承認を受けている病院(平成29年8月末現在)…552病院

## 県内の承認状況

- ・奈良県総合医療センター(奈良医療圏) 平成26年4月1日承認
- ・奈良県西和医療センター(西和医療圏) 平成26年4月1日承認
- ・済生会中和病院(東和医療圏) 平成27年7月23日承認



# 地域医療支援病院承認に係る審査概要

法：医療法（昭和23年法律第205号）

規則：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

告示：厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年厚生省告示105号）

申請者	南和広域医療企業団 企業長 上山 幸寛	病院名	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター（吉野郡大淀町大字福神8番1）	
項目	承認基準等		申請内容	判定等
1. 開設者 (法第4条第1項、告示)	①国 ②都道府県 ③市町村 ④特別医療法人 ⑤公的医療機関 ⑥医療法人 ⑦民法法人(社団・財団) ⑧学校法人 ⑨社会福祉法人 ⑩独立行政法人労働者健康福祉機構 ⑪保険医療機関であるエイズ治療の拠点病院 ⑫保険医療機関である地域がん診療拠点病院	⑤に該当：公的医療機関		適
2. 紹介率 (①から③までのいずれか) (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第6号) (規則第9条の16第6号)	①紹介率が80%以上であること  ②紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上であること。  ③紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	②に該当  紹介率 66.4% (I/I) 逆紹介率 49.1% (II/I) ※平成28年度実績  I 紹介患者数 7,076人 II 初診患者数 10,651人 III 逆紹介患者数 5,233人		適
3. 共同利用 (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第1号) (規則第9条の16第1号)	①共同利用に関する規定が病院の運営規定等に明示されていること  ②二次医療圏に所在する医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること  ③共同利用に関する情報を、地域の医療従事者に対し提供すること  ④共同利用のための専用の病床を常に確保すること	・共同利用規定  ・63医療機関登録 (南和医療圏)  ・担当者 地域医療連携室 副室長 ・共同利用病床（5床）		適
4. 救急医療 (法第4条第1項第2号) (法第16条の2第1項第2号) (規則第9条の16第2号)	①重傷の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること  ②重症の救急患者の治療を行うために必要な施設を常に確保すること  ③ア、イのいずれか満たすこと ア. 救急患者数 ÷ 救急医療圏人口 × 1,000 ≥ 2 イ. 年間の救急搬送患者の受入数 が1,000件以上	・二次救急(救急告示)  ・優先的に使用できる病床 (10床) ・専用病床（8床）  ・イ. 4, 108件		適

5. 研修 (法第4条第1項第3号) (法第16条の2第1項第3号) (規則第9条の16第3号)	地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を年12回以上行うこと	・前年度研修16回 904人(うち院外481人) ・教育責任者 副院長 ・施設：大中会議室、 カソナルルーム、図書室	適																								
6. 病床数 (法第4条第1項第4号) (規則第6条の2)	200床以上(但し、知事が必要と認めた場合を除く。)	・一般 228床 感染症 4床	適																								
7. 構造設備 (法第4条第1項第5号) (規則第21条の5)	法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない施設（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所等）の他、以下の施設を有すること	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>集中治療室（法第22条第1号）</td> <td>有（8床）</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>化学、細菌及び病理検査施設 (法第22条第4号)</td> <td>有</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>病理解剖室（法第22条第5号）</td> <td>有</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>研究室（法第22条第6号）</td> <td>有</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>講義室（法第22条第7号）</td> <td>有（1室・収容人員100人）</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>図書室（法第22条第8号）</td> <td>有（電子図書）</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>救急用又は患者輸送用自動車 (法第22条第9号)</td> <td>有（1台）</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>医薬品情報管理室（法第22条第9号）</td> <td>有</td> <td>適</td> </tr> </table>	集中治療室（法第22条第1号）	有（8床）	適	化学、細菌及び病理検査施設 (法第22条第4号)	有	適	病理解剖室（法第22条第5号）	有	適	研究室（法第22条第6号）	有	適	講義室（法第22条第7号）	有（1室・収容人員100人）	適	図書室（法第22条第8号）	有（電子図書）	適	救急用又は患者輸送用自動車 (法第22条第9号)	有（1台）	適	医薬品情報管理室（法第22条第9号）	有	適	
集中治療室（法第22条第1号）	有（8床）	適																									
化学、細菌及び病理検査施設 (法第22条第4号)	有	適																									
病理解剖室（法第22条第5号）	有	適																									
研究室（法第22条第6号）	有	適																									
講義室（法第22条第7号）	有（1室・収容人員100人）	適																									
図書室（法第22条第8号）	有（電子図書）	適																									
救急用又は患者輸送用自動車 (法第22条第9号)	有（1台）	適																									
医薬品情報管理室（法第22条第9号）	有	適																									
8. 諸記録 (法第16条の2第1項第4号) (法第16条の2第1項第5号) (規則第9条の17) (規則第9条の18)	<p>保存・管理 諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定めること</p> <p>閲覧 閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定めること</p>	<p>管理責任者 病院長 管理担当者 経営管理課長</p> <p>閲覧責任者 地域医療連携室長 閲覧担当者 地域医療連携 副室長 閲覧場所 地域医療連携室</p>	適																								
9. 委員会 (法第16条の2第1項第7号) (規則第9条の19)	当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を設置すること	有 委員12名 (院外8名、院内4名)	適																								
10. 相談体制 (法第16条の2第1項第7号) (規則第9条の19)	当該病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること	有 地域医療連携室 相談支援センター	適																								
総合所見	法令及び厚生労働省局長通知で示されている体制等の要件に適合している。																										